



平成 17 年 2 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 K G 情報  
 代 表 者 名 代表取締役社長 益田 武美  
 ( J A S D A Q ・ コード 2408 )  
 問 合 せ 先 岡山県岡山市平田 170-108  
 役 職 ・ 氏 名 執行役員管理本部長  
 三上 芳久  
 電 話 086 - 241 - 5522

## 定款変更のお知らせ

平成17年2月1日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成17年3月17日開催予定の第25回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

### 記

1. 定時株主総会開催予定日 平成17年3月17日

2. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)が平成15年9月25日に施行されたことに伴い、取締役会の決議により自己株式の取得が行えるよう、定款第6条(自己株式の取得)を新設するものであります。
- (2) 株式の上場に伴い、当社の発行する株券は「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)に基づき株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、その制度に加入いたしましたので、これに対応し現行定款第7条(株式取扱規程)、現行定款第8条(名義書換代理人)、現行定款第9条(基準日)につき、所要の変更を行うものであります。

3. 変更の内容

現 行	変 更 案
(新設)	(自己株式の取得)
第6条 (省略)	第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。
(株式取扱規程)	第7条 (現行どおり)
第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程)
(名義書換代理人)	第8条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、 <u>実質株主通知の受理</u> 、単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。
第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取請求の取扱いその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	(名義書換代理人)
	第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿、 <u>実質株主名簿</u> 及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、 <u>実質株主通知の受理</u> 、単元未満株式の買取請求の取扱いその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

株式会社KG情報



現 行	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(以下 条数のみ順次繰り下げる)</p>

以 上